

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年10月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：世田谷区立小・中学校図書館司書業務委託

(2) 目的

児童・生徒の読書活動と学習活動の一助とするため、学校図書館に図書館司書等の資格を有する者を配置するなど、学校図書館の運営支援に関する業務を委託し、学校図書館の利活用を一層充実させる。

(3) 履行場所

世田谷区立全小・中学校の学校図書館（小学校61校、中学校29校）

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（令和5～7年度）

ただし、契約は年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること及び令和6年度以降については、前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 募集区分

①「世田谷区立小学校図書館司書業務委託」

（区立小学校61校）

②「世田谷区立中学校図書館司書業務委託」

（区立中学校29校）

小学校61校、中学校29校の2件に分けて募集する。複数区分に参加表明することは可能であるが、最終的に選定するのは1事業者につき1区分とする。複数区分に参加表明する際は、第1順位として希望する区分を明記すること。

(6) 業務日

①小学校 月曜日から金曜日の週5日間並びに授業日の土曜日（月1回）及び授業日を除く土曜日

②中学校 月曜日から金曜日の週5日間及び授業日の土曜日（月1回）

※いずれも年末年始、祝祭日、春期休業期間及び冬季休業期間を除く。

(7) 業務日数

①小学校 平日 220日～227日 土曜日 22日～43日

②中学校 平日 220日～227日 土曜日 11日

※学校ごとの業務日数は、3月に確定する。

(8) 業務時間

①月曜日～金曜日

午前8時15分から午後5時30分のうち、1人あたり7時間

②土曜日

午前8時15分から午後5時30分のうち、1人あたり4時間

※休憩時間は含まない

※①②に示す業務時間以外に業務を行う必要がある場合は、区と協議すること。

(9) 配置人数

1日の配置人数は各学校、1名とする。

ただし、繁忙期など、業務の都合により2名以上の配置が必要な場合は、事前に区と協議すること。

(10) 業務内容

①学校図書館運営業務

図書の貸出・返却、蔵書点検・整備等配架整理・書架整備等環境整備等 など

②学習活動支援・学習指導支援業務

レファレンス活動、読み聞かせ・ブックトーク・本の紹介、「調べ学習」への支援、授業に使用する資料の提供等 など

③学校図書館地域連携等業務

新BOPと連携した放課後・土曜日の対応、放課後・土曜日の学習支援、各校の実態に応じたイベント、読書や図書館の利活用を促す取組等の企画・実施等 など

④学校図書館運営支援業務

事業計画の作成及び計画に基づく学校図書館運営の支援、業務責任者の配置、巡回訪問支援 など

⑤業務報告

月次報告書の作成、年間業務報告書の作成 など

(11) 業務従事者

司書、司書教諭、司書補の資格のいずれかの資格を有する者

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか

(2) 学校図書館の運営についての考え方・手法は適切であるか。

(3) 学習活動支援及び学習指導支援についての考え方・手法は適切であるか。

- (4) 学校図書館と地域との連携についての考え方・手法は適切であるか。
- (5) 学校図書館の運営支援についての考え方・体制・手法は適切であるか。
- (6) 学校図書館司書業務について本業務の趣旨を踏まえるとともに、独自性があり、効果の期待できる提案がされているか。
- (7) 本業務を円滑に実施するために十分な体制（従事者の配置・補充、労務管理の体制等）が確保されているか。
- (8) 従事者の資質や業務の質の向上が図れる研修内容・体制が確保されているか
- (9) 業務を円滑に実施するために、教育指導課と緊密に連絡・連携し速やかな対応が可能な体制が確保されているか。
- (10) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか
- (11) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (12) 業務実施の計画に実行性や具体性はあるか
- (13) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (14) 経営の財政状況
- (15) 受託経費見積りの妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第1庁舎4階44番窓口）
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和4年10月18日（火）から令和4年10月31日（月）まで
土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
- ②場所 上記5（1）に同じ。
- ③方法 窓口にて希望者に直接無償交付するほか、世田谷区ホームページにも掲載する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 上記5（2）①に同じ。
- ②提出場所 上記5（1）に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和4年11月30日（水）午後5時まで
- ②提出場所 上記5（1）に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。

- (5) 関連情報を照会するための窓口は、上記5（1）に同じ。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (9) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加させる。
- (10) 詳細は、提案条件説明書による。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (12) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。